

(別紙 1)

(一社) 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者制度の概要

【目的】

公衆衛生に関する基本的理解を有し、関係者と緊密に連携しながら、地域口腔保健活動を効果的に実践できる者を認定することにより、地域の実情に即した口腔保健活動を促進し、その推進基盤の拡充を図ることを目的とする。

【認定の対象者】

地域口腔保健活動に関わる、

- ・行政勤務者（歯科専門職以外を含む）
- ・歯科医師会・歯科衛生士会などの地域保健担当役員・委員、学校歯科医など
- ・企業、健保組合、教育機関や福祉・介護施設などの口腔保健活動担当者

【認定の要件】

- 1) 免許資格要件：なし
- 2) 会員要件：継続して1年以上（学生会員・賛助会員を除く）
- 3) 経験要件：課題把握～実施～事後評価に至る地域口腔保健活動の経験事例1例以上
- 4) 学会参加経験：総会または研究会（旧：地方会）の参加1回以上（過去5年間）
- 5) 研修経験：部会が認定する研修受講10単位（※）以上（過去5年間）

※「地域口腔保健実践者研修」を2回（1回5単位）受講するか、1回受講（5単位）して提示される課題レポートを提出（5単位）することで要件を満たします。

【認定審査の方法】

提出された申請書の書類審査を経て、地域口腔保健活動経験事例報告書（上記認定要件3））に対する認定部会委員からの試問にメール等で回答することにより評価

【認定の更新】

5年毎

更新の要件：5年間に下記のいずれか1つ以上を満たすこと

- 1) 総会または研究会（旧：地方会）の参加1回以上
- 2) 部会が認定する研修受講10単位以上